

第4節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域については、法に基づき、地理的条件、人口、交通事情、介護施設の整備状況等の条件を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築するため、地域の実情に応じて定める必要があります。これらを踏まえ、第5期計画の日常生活圏域を設定します。

2 日常生活圏域の設定

本計画では、地理的条件や人口、交通アクセス等を総合的に勘案し、第3期及び第4期計画同様、次の4つの圏域（旧中学校区）を設定します。

①中央・水之上・大野圏域 ②協和圏域 ③牛根圏域 ④新城・柁原圏域

図表：日常生活圏域の設定

